

令和 3年 第 1 回 筑前町議会定例会会議録																																					
招集年月日	令和 3年 3月 2日 (火)																																				
招集の場所	筑前町役場議会議場																																				
開 会	令和 3年 3月 2日 (火) 10時 00分																																				
散 会	令和 3年 3月 2日 (火) 11時 33分																																				
出席議員	<p>議長 田中政浩 1番 寺原裕明      2番 柳雅明 3番 持山英幸      4番 石橋里美 5番 木村和彦      6番 深野良二 7番 田口譲司      8番 山本一洋 9番 奥村忠義      10番 山本久矢 12番 河内直子      13番 横山善美</p>																																				
出席議員数	13名																																				
欠席議員	11番 木村博文																																				
地方自治法第121条の規定により説明の為に出席した者の職氏名	<table> <tbody> <tr><td>町長</td><td>田頭喜久己</td><td>副町長</td><td>中野高文</td></tr> <tr><td>教育長</td><td>入江哲生</td><td>総務課長</td><td>近藤亮太</td></tr> <tr><td>企画課長</td><td>岩下定徳</td><td>財政課長</td><td>神本浩美</td></tr> <tr><td>税務課室長</td><td>吉浦高幸</td><td>住民課長 人権・同和対策室長</td><td>亀田美香</td></tr> <tr><td>健康課長</td><td>古川秀志</td><td>環境防災課長</td><td>川波剛</td></tr> <tr><td>建設課長</td><td>堀内明</td><td>都市計画課長</td><td>林浩嗣</td></tr> <tr><td>農林商工課長</td><td>倉掛俊一</td><td>上下水道課長</td><td>尾籠浩一郎</td></tr> <tr><td>福祉課長</td><td>宮崎宣匡</td><td>こども課長</td><td>一木眞澄</td></tr> <tr><td>教育課長</td><td>橋本照美</td><td>生涯学習課長</td><td>福本歓</td></tr> </tbody> </table>	町長	田頭喜久己	副町長	中野高文	教育長	入江哲生	総務課長	近藤亮太	企画課長	岩下定徳	財政課長	神本浩美	税務課室長	吉浦高幸	住民課長 人権・同和対策室長	亀田美香	健康課長	古川秀志	環境防災課長	川波剛	建設課長	堀内明	都市計画課長	林浩嗣	農林商工課長	倉掛俊一	上下水道課長	尾籠浩一郎	福祉課長	宮崎宣匡	こども課長	一木眞澄	教育課長	橋本照美	生涯学習課長	福本歓
町長	田頭喜久己	副町長	中野高文																																		
教育長	入江哲生	総務課長	近藤亮太																																		
企画課長	岩下定徳	財政課長	神本浩美																																		
税務課室長	吉浦高幸	住民課長 人権・同和対策室長	亀田美香																																		
健康課長	古川秀志	環境防災課長	川波剛																																		
建設課長	堀内明	都市計画課長	林浩嗣																																		
農林商工課長	倉掛俊一	上下水道課長	尾籠浩一郎																																		
福祉課長	宮崎宣匡	こども課長	一木眞澄																																		
教育課長	橋本照美	生涯学習課長	福本歓																																		
欠席者	なし																																				
本会議に職務のために出席した者の職氏名	<table> <tbody> <tr><td>議会事務局長</td><td>議会事務局議会係長</td></tr> <tr><td>仲村浩之</td><td>田中晴美</td></tr> </tbody> </table>	議会事務局長	議会事務局議会係長	仲村浩之	田中晴美																																
議会事務局長	議会事務局議会係長																																				
仲村浩之	田中晴美																																				

# 議事録

令和3年第1回定例会

[初日]

令和3年3月2日(火)

開会	
議長	総務課長
総務課長	<p>おはようございます。</p> <p>令和3年第1回筑前町議会定例会に先立ちまして、町民憲章の朗読をさせていただきたいと思います。</p> <p>コロナ禍でございますので、私が朗読いたしますので、皆様ご起立の上、黙読でご唱和をよろしくお願ひします。</p> <p>一つ、私たちは、豊かな自然に満たされた筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、伝統と文化を守り育てる筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、平和を願い、命を大切にする筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、人を思いやり、共に支え合う協働の筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、こどもが元気で健やかに育つ筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、健康で希望に満ち、活気と笑顔あふれる筑前町をつくります。</p> <p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>改めまして、おはようございます。</p> <p>本日の出席議員は、13人につき定足数に達しております。</p> <p>ただいまから、令和3年第1回筑前町定例会を開会いたします。</p>
	(10:00)
日程第1	
議長	<p>日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、 5番 木村和彦議員及び6番 深野良二議員を指名します。</p>
日程第2	
議長	<p>日程第2 「会期の決定について」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本定例会の会期は、本日3月2日から12日までの11日間としたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は、本日から3月12日までの11日間と決定いたしました。</p>
日程第3	
議長	<p>日程第3 「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を求めます。</p> <p>田頭町長</p>
町長	<p>おはようございます。</p> <p>本日は、令和3年第1回の定例会を招集いたしましたところ、多数ご出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>私にとって町長3期目の最後の定例会であります。これまでの12年間の検証や思いにつきましては、昨年12月の定例会で述べさせていただきましたが、新型コロナウイルス感染症はいまだに収束せず、厳しい社会情勢が続いています。今後の対策も含めた施策につきましては、次期執行権者に託し、この場では住民の皆様と議員各位に4年間のお礼を述べさせていただきます。</p> <p>様々な議論を重ね、ともに誰もが住んでよかったと思える「緑あふれる豊かで便利なとかいなか」のまちづくりが推進できましたことを感謝申し上げます。その結果として、先日、本町の住民基本台帳人口が初めて3万人を突破したことは、大きな成果であったと思います。</p> <p>また、町政にご理解、ご協力いただくとともに、筑前町の未来を真摯に考え、貴</p>

	<p>重な意見をいただいた町民の皆様、そして、様々な課題等、困難な場面において、ピンチはチャンスと捉え、解決のため前向きに全力で取り組んできた職員一人一人に感謝いたします。ありがとうございました。</p> <p>それでは、本日提案します議案等26件の説明を申し上げます。</p> <p>諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるにつきましては、人権擁護委員である島村久雄氏が令和3年6月30日をもって任期満了となるので、再任することについて、議会の意見を求めるものです。</p> <p>諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるにつきましては、人権擁護委員である柳雅明氏が令和3年6月30日をもって任期満了となるので、再任することについて、議会の意見を求めるものです。</p> <p>同意第1号、筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるにつきましては、筑前町固定資産評価審査委員会の委員である北原信美氏が令和3年3月31日をもって任期満了となるので、後任として任命することについて、議会の同意を求めるものです。</p> <p>同意第2号、筑前町農業委員会委員の任命につき同意を求めるにつきましては、委員の任期が令和3年3月21日をもって任期満了となるため、新たに委員を任命することについて、議会の同意を求めるものです。</p> <p>報告第3号、専決処分の報告につきましては、本庁舎駐車場内での事故について損害を賠償し、示談するに当たり、地方自治法の規定により専決処分としたので報告するものです。</p> <p>承認第3号、専決処分を報告し、承認を求めるにつきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施に当たり、人材派遣業者との委託業務契約を締結するため、債務負担行為を補正する必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものです。</p> <p>承認第4号、専決処分を報告し、承認を求めるにつきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、筑前町国民健康保険条例の一部を改正することが必要となつたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものです。</p> <p>議案第1号、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更につきましては、令和3年4月1日から田川地区広域環境衛生施設組合が新規設置により、福岡県市町村職員退職手当組合に加入することに伴い、同組合を組織する地方公共団体の数を増やし、規約を変更するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第2号、町道の路線認定につきましては、道路法の規定により議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第3号、町道の路線変更につきましても、道路法の規定により議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第4号、筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律が改正されたこと及び給与の減額の経過措置が終了することに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第5号、筑前町子どもの権利条例及び筑前町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子どもの権利に関する施策の推進及び検証について、国の施策と一体的、効率的に運用することにより一層の充実を図るため、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第6号、筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する</p>
--	--

	<p>条例の一部を改正する条例の制定につきましては、報酬支給対象となる非常勤職員の設定に当たり、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第7号、筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第8号、令和2年度筑前町一般会計補正予算（第9号）につきましては、補正額4億6,948万4,000円を減額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ164億3,732万1,000円とするものです。</p> <p>事業精査により減額補正する主なものは、私立保育所運営費負担金事務1億325万5,000円減、めくばーる管理事務7,164万1,000円減、農地・農業用施設災害復旧補助事業6,800万円減などで、増額補正につきましては、障害者自立支援給付費事業3,515万円、両筑平野用水事業5,422万円などを追加するものです。</p> <p>議案第9号、令和2年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,427万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億1,198万5,000円とするものです。</p> <p>議案第10号、令和2年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,908万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億466万8,000円とするものです。</p> <p>議案第11号、令和2年度筑前町下水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、収益的収入の予定額を5,802万6,000円増額し、収益的収入総額を14億2,140万7,000円、収益的支出の予定額を1,224万円増額し、収益的支出総額を13億7,562万1,000円、資本的収入の予定額を630万円減額し、資本的収入総額を3億9,372万1,000円、資本的支出の予定額を829万2,000円減額し、資本的支出の総額を7億6,169万1,000円とするものです。</p> <p>議案第12号、令和2年度筑前町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入の予定額を529万円増額し、4億9,218万2,000円、収益的支出の予定額を552万円減額し、4億7,785万7,000円、資本的支出の予定額を569万8,000円減額し、9,190万8,000円とするものです。</p> <p>次に、議案第13号から議案第19号までの令和3年度筑前町一般会計予算をはじめとする7会計の予算編成方針について概要を説明いたします。</p> <p>我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にありますが、日経平均株価が3万円台を回復したことや昨年10月から12月期の実質GDP成長率が2期連続の増となったことなど、持ち直しの動きが見られます。ただ、それでも、経済の水準はコロナ前を下回った状態にとどまっており、経済の回復はいまだ途上にあると言えます。</p> <p>また、財政においても国・地方の債務残高がGDPの2倍を超えて膨らむ見込みであることなど、引き続き厳しい状況にあります。このような中で、政府は経済・財政一体改革を推進するため「骨太方針2020」を策定し、二度とデフレに戻ることがないよう歳出・歳入両面からの改革を推進しています。</p> <p>こうした情勢の下、国の予算編成においては、感染拡大防止と社会経済活動の両</p>
--	--

	<p>立を図りつつ、ポストコロナの新しい社会の実現を着実に進めるとともに、財政の厳しい状況を踏まえ、歳出全般にわたり聖域なき徹底した見直しを推進するものとされています。</p> <p>本町の財政状況は、健全化判断比率等の財政指標において、現状では健全性を保っているところですが、防災対策、施設の老朽化や教育の充実など本町が取り組むべき課題は多く、加えて行政サービスの多様化にも対応しなければならないなど、本町の財政を取り巻く状況は依然として厳しいことに変わりはありません。</p> <p>このような本町情勢の下、令和3年度当初予算については、町長選挙が4月に執行されることから、骨格予算編成とし、政策的経費の予算計上は避け、継続的事業や義務的・経常的経費を計上するとともに、限られた財源・限られた人員配置の中で、経費節減に努めた予算編成しております。</p> <p>議案第13号、令和3年度筑前町一般会計予算については、予算総額116億8,557万3,000円で、前年度比7.2%の減、9億551万6,000円の減額となっています。</p> <p>歳入につきましては、町税が30億2,545万1,000円で、前年度から2.6%減となり、新型コロナウイルス感染症の長期化による景気低迷が多大な影響を与えるものと予測して減収見込みの計上となっています。財源編成については、自主財源が42億5,319万3,000円で、総予算の36.4%、依存財源が74億3,238万円で、総予算の63.6%の構成となります。また、一般財源額は81億5,682万8,000円となり、前年度から1.5%のバーセントの減となっています。</p> <p>歳出につきましては、人件費が職員給や会計年度任用職員の報酬、期末手当の増により前年度比2.0%増、扶助費が主に障害者自立支援給付費の増額により前年度比4.0%増、公債費が前年度比0.1%減となったため、義務的経費は前年度比2.3%の増となっています。</p> <p>投資的経費のうち、普通建設事業は、骨格予算編成であるため、主に継続的事業の計上としていることから、前年度比84.6%の減となっています。災害復旧事業も前年度比43.2%減となったため、投資的経費は前年度比79.6%の減となります。</p> <p>その他の経費のうち、投資及び出資金が前年度より2億6,973万1,000円増となっていますが、これは下水道事業会計の補助金の一部を投資及び出資金に変更したことによるものです。それ以外の経費は軒並み減額となったため、その他の経費は、前年度比1.5%の減となっています。</p> <p>議案第14号、令和3年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、予算総額31億5,275万3,000円、前年比1.7%減、5,456万8,000円の減額となっています。歳出の主なものは、保険給付費21億7,297万6,000円です。</p> <p>議案第15号、令和3年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、予算総額4億2,693万2,000円、前年比0.8%増、339万8,000円の増額となっています。歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金4億2,032万2,000円です。</p> <p>議案第16号、令和3年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、予算総額1,094万6,000円、前年比34.6%の増で、281万7,000円の増額となっています。</p> <p>議案第17号、令和3年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算につきましては、予算総額182万6,000円、前年比12.1%減、25万1,000円の減額とな</p>
--	---

	<p>っています。</p> <p>議案第18号、令和3年度筑前町下水道事業会計予算につきましては、収益的収入13億2,608万1,000円、収益的支出13億2,608万1,000円、資本的収入4億2,332万3,000円及び資本的支出7億8,182万4,000円の予定額となっています。</p> <p>議案第19号、令和3年度筑前町水道事業会計予算につきましては、収益的収入4億9,343万6,000円、収益的支出4億8,798万2,000円、資本的収入0円及び資本的支出9,679万8,000円の予定額となっています。</p> <p>なお、議案第13号から議案第19号につきましては、今会期中に設置されます予算審査特別委員会で十分なご審議を賜りたいと存じます。</p> <p>また、今会期中に追加議案の上程を予定していますので、このことにつきましても、よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上、開会に当たりましての挨拶と議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。</p>
議長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第4	
議長	<p>日程第4 諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>人権・同和対策室長</p>
人権・同和対策室長	<p>おはようございます。</p> <p>議案書の3ページをお願いいたします。</p> <p>諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて」</p> <p>人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。</p> <p>本日提出、町長名でございます。</p> <p>氏名 島村久雄</p> <p>住所 福岡県朝倉郡筑前町篠隈</p> <p>生年月日</p> <p>提案理由につきましては、町長説明のとおりでございます。</p> <p>島村久雄氏の経歴につきましては、別途配付しております参考資料1ページに、記載をしておりますのでご確認いただきたいと思います。</p> <p>以上、ご提案いたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて」を、採決します。</p> <p>諮問第1号は、推薦者を適任であることに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>

議長	全員です。 したがって、本件は、適任であることに決定いたしました。
日程第5 議長	日程第5 諒問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて」を、議題とします。 地方自治法第117条の規定によって、除斥に該当すると認められますので、柳雅明議員の退席を求めます。 (柳議員退席)
議長	それでは、説明を求めます。 人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	議案書の4ページをお願いいたします。 諒問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて」 人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。 本日提出、町長名でございます。 氏名 柳雅明 住所 福岡県朝倉郡筑前町三並 生年月日 提案理由につきましては、町長説明のとおりでございます。 柳雅明氏の経歴につきましては、先ほども申しましたけれども、別途配付しております参考資料2ページに、経歴書を記載しておりますのでご確認いただきたいと思います。 以上でございます。
議長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 質疑ございませんか。 河内議員
河内議員	柳議員は、議員と人権擁護委員をされるわけですが、兼任は問題ないんでしょうか。
議長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	お答えいたします。 人権擁護委員さんの推薦につきましては、特に兼務の禁止等の要件はないということを法務局のほうに確認させていただいております。
議長	ほかにございませんか。 (質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 諒問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて」を、採決します。 諒問第2号は、推薦者を適任であることに賛成の方は、挙手願います。 (賛成者挙手)
議長	全員です。 したがって、本件は、適任であることに決定いたしました。

	柳議員は席に戻っていただきます。 (柳議員着席)
日程第6 議長	日程第6 同意第1号「筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて」を、議題とします。 説明を求めます。 総務課長
総務課長	議案書5ページをお願いいたします。 同意第1号「筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めるについて」 筑前町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。 本日提出、町長名でございます。 氏名 森部純一 生年月日 住所 福岡県朝倉郡筑前町依井 提案理由は、町長説明のとおりでございます。 なお、森部氏の経歴等につきましては、別添参考資料3ページをご確認ください。 以上です。
議長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	前任の北原信美氏の再任の検討はされたんでしょうか。
議長	総務課長
総務課長	現任の北原氏から辞退の申出があつてあるところでございます。
議長	横山議員
横山議員	森部氏が今度選任されるということでございますけども、失礼な話をしますけども、この業務に対して業務の経験があるのか、その辺りをちょっとお尋ねしたい。それに伴つて、その推薦の理由と申しますか、ということも併せてお尋ねをしたいと思います。
議長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 別添参考資料3ページのほうをご確認ください。 森部氏につきましては、平成24年から町の税務課長も歴任をされておりまして、識見のたけの方ということで、ご推薦をさせていただいたところでございます。 以上です。
議長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 同意第1号「筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて」を、採決します。 同意第1号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがつて、本件は、同意することに決定いたしました。

日程第7	
議長	<p>日程第7 同意第2号「筑前町農業委員会の委員の任命につき同意を求めるについて」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>議案書6ページをお願いいたします。</p> <p>同意第2号「筑前町農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて」</p> <p>次のとおり、筑前町農業委員会委員の任命について議会の同意を求める。</p> <p>本日提出、町長名でございます。</p> <p>提案理由につきましては、町長説明のとおりでございます。</p> <p>今回新たに任命しようとする者につきましては、議案書7ページの1番、上野弘氏から19番、行武太恵子氏までの19名でございます。</p> <p>なお、別添参考資料4ページから6ページに経歴等を記載しておりますので、ご確認のほうをよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	全協の中での質問の中で、継続されている方が2名というお話がありましたけれども、2名で新しい方が17名ですけれども、農業委員会は回るのでしょうか。
議長	農林商工課課長
農林商工課課長	<p>農業委員会事務局長として回答をいたします。</p> <p>19名のうち継続される方が2名、残り17名が新しい方ということで、回るのかというご指摘、ご心配だろうと思いますが、その点については、研修等もきっちりスケジュール組んでやっていくところでございます。そこには不安がないようにやっていきたいと考えております。</p>
議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>同意第2号「筑前町農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて」を、採決します。</p> <p>同意第2号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、本件は、同意することに決定いたしました。</p>
日程第8	
議長	<p>日程第8 報告第3号「専決処分の報告について（本庁舎駐車場内の事故）」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>財政課長</p>
財政課長	<p>議案書の8ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号「専決処分の報告について」</p> <p>地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告をするものです。</p>

	<p>本日付、町長名です。</p> <p>9ページをお願いいたします。</p> <p>令和3年専決第2号、専決処分書です。</p> <p>地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。</p> <p>令和3年2月10日に専決処分をしたものであります。</p> <p>事故名 本庁舎駐車町内での事故</p> <p>事故発生日 令和2年10月9日</p> <p>事故の相手方 町内居住者の方</p> <p>事故の概要につきましては、本庁舎駐車場内におきまして、委託業者の運転するちくちゃんバスと来庁者の車両が接触をしたものです。損害賠償額は28万2,130円、賠償額につきましては、本町が加入しております全国自治協会の自動車共済保険から支払い済みであります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	来庁者の車両と接触したということですが、どういった状況での事故だったのかと過失割合は何対何かをお尋ねします。
議 長	財政課長
財政課長	<p>お答えいたします。</p> <p>役場駐車場の西側の倉庫があるところですか、あそこの入り口から町内の方が進入をされてこられまして、ちくちゃんバスのほうはコスモスプラザから倉庫の横を通られて、その出会い頭に衝突をされたということで、過失割合は50対50となつてます。</p>
議 長	河内議員
河内議員	委託業者が運転しているわけですが、プロの方ですよね。徐行とかはされていたんでしょうか。
議 長	財政課長
財政課長	<p>お答えいたします。</p> <p>私はそのときの現場を見ているわけではありませんけど、常日頃あそこを通っておられますので、徐行されて運転をされているということは、日頃からそういうことできているというのは確認をしておりますけど、そういうことだろうと思っております。</p>
議 長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>石橋委員</p>
石橋議員	今、やっぱり公用車での事故が何件か続いておりますけれども、本町の駐車場の中で停止線なり何なり、私も倉庫の前とか通るときに急に左右見ないで曲がる車とかも結構あるんですよね。それで、駐車場内に気をつけるような表示とかはできないんでしょうか。お尋ねいたします。
議 長	財政課長
	点検をいたしまして、そういう必要な部分については、設置等をしたいというふうに思います。
議 長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これで本件の報告を終わります。</p>

日程第9	
議長	日程第9 承認第3号「専決処分を報告し、承認を求めるについて（令和2年度筑前町一般会計補正予算（第8号））」を、議題とします。 説明を求めます。 財政課長
財政課長	議案書の10ページをお願いいたします。 承認第3号「専決処分を報告し、承認を求めるについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。 本日付、町長名です。 提案理由につきましては、町長説明のとおりでありますので、省略いたします。 11ページです。 令和3年専決第3号、専決処分書です。 令和2年度筑前町一般会計補正予算（第8号）については、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。 令和3年2月10日に専決処分したものであります。 別冊の令和2年度一般会計補正予算（第8号）をお願いいたします。 1ページをお願いします。 令和2年度筑前町の一般会計補正予算（第8号）は、次に、定めるところによる。 第1条、債務負担行為の追加は、第1表、債務負担行為補正による。 2ページをお願いします。 第1表、債務負担行為補正でありますが、新型コロナウイルスワクチン接種体制人材派遣委託業務について、3月初旬から令和3年度にわたる委託業務契約を締結するに当たりまして、債務負担行為が必要となったものであります。 期間は令和3年度、限度額は1,704万4,000円です。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 承認第3号「専決処分を報告し、承認を求めるについて（令和2年度筑前町一般会計補正予算（第8号））」を、採決します。 本件は、承認することに賛成の方は、挙手願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、承認第3号は、承認することに決定いたしました。
日程第10	
議長	日程第10 承認第4号「専決処分を報告し、承認を求めるについて（筑前町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定）」を議題とします。 説明を求めます。 健康課長

健康課長	<p>議案書の 12 ページをお願いいたします。</p> <p>承認第4号「専決処分を報告し、承認を求めるについて」</p> <p>地方自治法第179条、第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。</p> <p>本日付、町長名です。</p> <p>提案理由は町長説明のとおりであります。</p> <p>13ページをお願いいたします。</p> <p>専決処分書です。</p> <p>令和3年専決第4号、2月12日に専決処分したものでございます。</p> <p>14ページをお願いいたします。</p> <p>新旧対照表となっております。</p> <p>今回の専決処分に係る条例改正につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が令和3年2月13日に施行され、引用されていました新型コロナウイルス感染症の定義が削除されたことにより、国の指導によりまして、新たに新型コロナウイルス感染症の定義を改正案の下線で示しておりますとおり定める必要が生じましたことから改正するものであり、施行日の2月13日に合わせる必要がありましたので、専決処分させていただいたものでございます。</p> <p>附則として公布の日から施行するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	改正案の中で、括弧書きで「中華人民共和国から世界保健機構に対して云々」とあります。新型コロナウイルスで今、変異種が出てきているんですけども、同じ新型コロナ感染でもその方たちは対象外ということですか。
議長	健康課長
健康課長	<p>お答えいたします。</p> <p>今回の感染症につきましては、変異の分につきましては、定義がなされておりませんので、この部分につきましては、追ってまた国のほうから指導があれば改正の必要が生じてくるかと思っておりますけども、この時点ではこういった部分での改正を求めるということでございましたので、こういった文章で改正をしているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから承認第4号「専決処分を報告し、承認を求めるについて（筑前町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定）」を、採決します。</p> <p>本件は、承認することに賛成の方は、举手願います。</p> <p>(賛成者举手)</p>
議長	<p>举手全員です。</p> <p>したがって、承認第4号は、承認することに決定いたしました。</p>

日程第11～ 日程第22	
議長	<p>会議規則第35条の規定により、日程第11から日程第22までを一括議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>一括議題とした日程第11 議案第1号から日程第22 議案第12号までは、議案の説明のみ行いたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、順次議案の説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>議案書15ページをお願いいたします。</p> <p>議案第1号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」</p> <p>地方自治法第286条第1項の規定により、令和3年4月1日から福岡県市町村職員退職手当組合に田川地区広域環境衛生施設組合を加入させるとともに、福岡県市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更する。</p> <p>本日付提出、町長名でございます。</p> <p>提案理由につきましては、町長説明のとおりでございます。</p> <p>16ページ目が福岡県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約でございますが、別添配付しております新旧対照表を併せてご参照ください。</p> <p>別表第1、田川郡の項中、下田川清掃施設組合の次に田川地区広域環境衛生施設組合を加える。また、別表第2、第5区の項中、下田川清掃施設組合を下田川清掃施設組合、田川地区広域環境衛生施設組合に改める。</p> <p>附則として、この規約は令和3年4月1日から施行する。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	建設課長
建設課長	<p>議案書の17ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号「町道の路線認定について」</p> <p>別紙のとおり町道路線を認定するものとする。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由につきましては、先ほど町長説明のとおりでございます。</p> <p>次の18ページのほうに新たに町道認定する4路線をそれぞれ記載をいたしておりますが、4路線全て民間開発に伴い、新たに路線認定を行うものでございます。</p> <p>具体的な箇所につきましては、別途のほうに参考資料を配付させていただいておりますので、そちらをご参照いただきたいというふうに思います。</p> <p>次に、議案書の19ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号「町道の路線変更について」</p> <p>別紙のとおり町道路線を変更するものとする。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由につきましては、先ほど町長説明のとおりでございます。</p> <p>次の20ページのほうに路線ごとに変更前後で記載をいたしております。</p> <p>2路線とも原地蔵区域内の民間開発による土地の一体利用に伴いまして、両町道の一部を用途廃止をし、払下げを行うことにより路線の変更を行うものでございます。この2路線とも地元同意として関係者のほうからはご承諾をいただいていると</p>

	<p>ところでございます。</p> <p>箇所につきましても、先ほどと同様、別途に参考資料を配付させていただいておりますので、そちらをご参照いただきたいと思います。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>議案書21ページをお願いいたします。</p> <p>議案第4号「筑前町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>表記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由につきましては、町長説明のとおりです。</p> <p>22ページをお願いします。</p> <p>今回の一部改正につきましては、国の関係法律の一部が改正され、住居手当の支給対象となる家賃額及び手当額が変更されたことに伴い、本町においても適用しようとするものでございます。</p> <p>また、公務員の給与制度の総合的見直しに伴う本町の経過措置期間が本年3月31日をもって終了することに併せ、給与の減額措置の経過措置も終了するものです。</p> <p>附則として、この条例は令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第9項の改正規定につきましては、公布の日から施行するとしております。</p> <p>以上です。</p>
議長	こども課長
こども課長	<p>こども課より2件の議案を続けて提案させていただきます。</p> <p>議案書24ページをお願いいたします。</p> <p>議案第5号「筑前町子どもの権利条例及び筑前町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>標記の条例を別紙のとおり提出するものです。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由は町長が説明のとおりです。</p> <p>次のページをお願いいたします。</p> <p>筑前町子どもの権利条例及び筑前町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例で、第1条、筑前町子どもの権利条例の一部を次のように改正する及び次のページの第2条の筑前町子ども・子育て会議条例の一部を改正する。</p> <p>改正案と現行の対比表でお示ししております。</p> <p>この条例改正の要点は二つございます。一つは、子どもの権利条例で定める子どもの権利委員会の組織と職務は子ども・子育て会議条例で定める子ども・子育て会議とおおむね同一内容であるため、統合して行うことです。</p> <p>二つ目は、令和2年4月に策定いたしました次世代育成支援対策支援法に基づく第2期筑前町子ども・子育て支援事業計画を子どもの権利条例に基づく行動計画として、条例上に明確に記すことあります。</p> <p>第1条の筑前町子どもの権利条例は、児童の権利に関する条約、子どもの権利条約を基に、平成21年4月に筑前町で施行されました。対比表の右側、現行では第26条で、子どもの権利委員会の目的として、この条例に基づく子どもの権利を保障するための施策の実施状況を検証することや委員の人数は10人以内であること、27条で職務として町長の諮問を受け、調査審議し、28条では、町に報告・提言を行うことが記載されています。この役割を左側の改正案では、筑前町子ども・子育て会議条例で規定する子育て会議が行うこととして、改定をいたします。</p>

	<p>なお、子育て会議の組織については、筑前町子ども・子育て会議条例の規定がありますので、改正案には記載はございません。</p> <p>次のページの第2条の筑前町子ども・子育て会議条例では、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づいて、町の審議会を設置する条例です。筑前町では、子ども・子育て支援法第61条に基づきまして、第2期筑前町子ども・子育て支援事業計画を策定しています。次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画としても一体的にされているもので、子どもの最大の利益を守ることをまちづくりの目標としております。改正案では、この計画を子どもの権利条例に基づく行動計画とみなすよう附則の経過措置において記載をさせていただいております。</p> <p>また、この計画策定に当たっての審議や施策の実施状況の調査・審議を行うことが、子ども・子育て会議であり、条例第2条に規定されている事務のこととなります。改正案では、この第2条に子どもの権利条例第26条に上げる職務を追加いたします。組織については、子どもの権利委員会と統合し、整合性を取るために、第3条にて委員数を12名から1名増の13人以内といたします。</p> <p>この改定により、今後は子どもの権利の普及及び推進のため、全般的な取り組みをさらに強化していきたいと考えております。</p> <p>なお、この条例は令和3年4月1日から施行するものです。</p> <p>以上が議案第5号の条例改正の主な内容です。</p> <p>続きまして、次の議案です。</p> <p>次のページをお願いいたします。</p> <p>議案第6号「筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由は、町長が説明のとおりです。</p> <p>次のページです。</p> <p>筑前町特別職で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。改正案と現行案の対比表でお示ししております。</p> <p>現行の下線部で、子どもの権利委員会委員日額3,000円は、先ほどの議案第5号で提案させていただきました内容で、子ども・子育て会議の委員に統合されることとなりますので、下線部の子どもの権利委員会は、改正案では削除となります。</p> <p>また、次に、改正案の下線部分の筑前町立保育所・保育サービスに関する苦情解決第三者委員につきましては、筑前町の町立保育所の苦情解決に関するものです。これは筑前町立保育所・保育サービスに関する苦情解決実施要綱に基づくもので、町立保育所が保護者からの苦情に適切に対応し、利用者個人の人権を擁護とともに、保育所を適切に利用できるよう、円滑に苦情解決を図ることを目的としています。苦情の直接受付や保育所との話し合いの立ち会い、保育所保護者への助言などをを行うための第三者委員で、複数の委員を民生児童委員の中から町長が任命することとなっております。この委員の日額報酬につきましては、会計内容の見直しにより、第三者委員の位置づけによる報酬の根拠の規定がなかったため、それを明確にするため、この第三者委員の日額報酬3,000円を条例に追加し、規定するものです。</p> <p>この条例は令和3年4月1日から施行となります。</p> <p>以上です。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	健康課長
健康課長	議案書30ページをお願いいたします。

	<p>議案第7号「筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。</p> <p>標記の条例を別紙のとおり実施する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由は、町長説明のとおりでありますので、省略をいたします。</p> <p>31ページをお願いいたします。</p> <p>今回の改正につきましては、平成30年度税制改正大綱による個人所得課税の見直しにより令和3年度以降に課税する地方税において、給与及び公的年金に係る所得控除の引下げが実施されることに伴い、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、国民健康保険税の低所得世帯に係る軽減判定所得が見直しされたものでございます。</p> <p>内容的には、個人住民税の基礎控除額が33万円から43万円に10万円引き上げられたため、7割、5割、2割のそれぞれの軽減で、基礎控除額を援用している33万円を43万円に引き上げるものでございます。</p> <p>また、給与所得控除と公的年金等控除の10万円引き下げが軽減判定で不利益変更につながらないよう、給与所得控除と公的年金等控除が適用される複数の被保険者が属している世帯について算定式の見直しも行われています。</p> <p>その改正条文が31ページ、32ページの改正案の下線部分となっておりまして、1号の7割軽減で申し上げますと、43万円足す給与所得者等の数から1を引きまして10万円掛けるような算定式になります。この給与所得者の数から1万円引きまして10万円掛けることを加えることで、見直し前と同様の水準で軽減判定が行えるような仕組みになっております。2号の5割軽減、3号の2割軽減も同様となっています。</p> <p>附則といたしまして、第1条、この条例は令和3年4月1日から施行し、33ページ、第2条、この条例は令和3年度以降の年度分の国保税に適用しまして、令和2年度分までの国保税につきましては、従前の例によるものでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p>
議長	財政課長
財政課長	<p>議案書の34ページをお願いいたします。</p> <p>議案第8号「令和2年度筑前町一般会計補正予算（第9号）について」</p> <p>令和2年度筑前町一般会計補正予算（第9号）を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>別冊の令和2年度一般会計補正予算（第9号）をお願いいたします。</p> <p>1ページをお願いします。</p> <p>令和2年度筑前町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億6,948万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164億3,732万1,000円とするものです。</p> <p>第2条の繰り越明許費につきましては、8ページをお願いします。</p> <p>令和2年度国との補正予算によるものなど本年度中に支出が終わらない見込みのものにつきまして、翌年度に繰り越して事業を行うものであります。</p> <p>第3条、地方債の変更につきましては、9ページをお願いします。</p> <p>追加の減収補填債6,732万2,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な減少が生じる消費や流通に関わる地方消費税交付金などを対象といたしまして、減収分の借入れができることとなったものでございます。</p> <p>今年度における更正措置が高いものとなっております。</p>

	<p>変更の公共事業等債は、限度額を5,830万円に、緊急浚渫推進事業債は、限度額を650万円に増額をするものです。</p> <p>予算書10ページが歳入、11ページが歳出の総括表です。</p> <p>歳出のほうから説明をいたします。</p> <p>20ページからが歳出でありますけど、減額につきましては、決算見込みによる不用額の減額です。</p> <p>増額の主なものを説明をいたします。21ページです。</p> <p>2款1項1目一般管理費18節負担金補助及び交付金の甘木朝倉三井環境施設組合負担金484万円の増額は、サンポートからの派遣職員分の負担金ですが、当初予算時には、衛生費で予定をしておりましたけど、人事異動によりまして、総務費に予算の組み替えをするものです。</p> <p>6目財政調整基金費から22ページの17目そったく基金費までは、基金積み立ての補正です。各基金費の利子積み立てにつきましては、基金運用益が当初予算見込み時よりも増額となったことによるものです。</p> <p>21ページの6目財政調整基金の元金積立金1億2,680万9,000円は、前年度繰越金の2分の1を積み立てるもの、10目公共施設等整備基金費の元金積立金79万7,000円は、開発などに伴う町有地の売払収入、22ページ、16目平和基金費の元金積立金19万円は、大刀洗平和記念館への寄附金を積み立てるものです。なお、15目ふるさと応援基金費の元金積立金1,435万9,000円の減額は、ふるさと応援寄附金の収入見込みを減額したことに伴い積立金を減額するものです。</p> <p>28ページをお願いします。</p> <p>3款1項6目障害者福祉費の19節扶助費のうち自立支援給付費3,515万円、自立支援医療給付費380万円の増額は、当初見込み以上に給付費が増加をしたことによるものです。</p> <p>29ページ、3款2項2目児童措置費の18節のうち新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金500万円は、新型コロナウイルス感染症対策のため、町内の私立保育所に補助金を交付をするものです。</p> <p>30ページ、5款1項3目農業振興費の18節のうち農業用機械・施設復旧支援事業費補助金77万9,000円及び被災園芸産地改植等支援事業補助金7万9,000円につきましては、県補助金の決定により増額をするものです。</p> <p>31ページです。5款1項5目農地費の18節5,422万円の増額は、両筑平野用水県営2期事業における令和3年度事業の一部が前倒しで補助事業対象となったことによる負担金の増額です。6目農業土木費12節委託料300万円は、ため池特措法劣化評価業務を委託をするもので、県補助金により実施をするものです。</p> <p>次に、歳入の主なものを説明いたします。</p> <p>12ページをお願いします。</p> <p>1款2項固定資産税の2,199万3,000円の増額は、留保財源としていた分を予算計上したものです。1款5項入湯税から13ページの9款1項環境性能割交付金までは、決算見込みによります減額です。</p> <p>14款1項5目農林水産費分担金の農業水利施設保全対策事業費分担金541万8,000円の増額は、両筑平野用水県営2期事業に対する受益者分担金です。</p> <p>15款1項使用料は、新型コロナウイルス感染症の影響による公共施設の使用料の減額です。</p> <p>14ページですが、使用料減額合計が3,164万円です。</p> <p>16款国庫支出金と17款県支出金の増減額につきましては、決算見込みによる</p>
--	--

	<p>ものです。</p> <p>17ページです。</p> <p>18款1項2目利子及び配当金3,916万9,000円の増額は、債券運用利子収入の増額によるものです。</p> <p>18ページです。</p> <p>19款1項2目指定寄附金のうち、ふるさと応援寄附金が5,000万円の減額としています。</p> <p>20款2項基金繰入金は、1節財政調整基金繰入金680万7,000円の増額のほかは、対象事業の決算見込みによる特定目的基金の減額です。</p> <p>22款5項2目2節予防接種徴収金775万6,000円の増額は、新型コロナウイルス対策の一環といたしまして、65歳以上のインフルエンザ予防接種の自己負担金を町が助成をするということで、予算減額をいたしておりましたけど、その後、福岡県が自己負担分を助成することとなり、県助成分を徴収金で受入れる会計上の処理が必要となったものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくお願いします。</p>
議長	健康課長
健康課長	<p>議案書35ページをお願いいたします。</p> <p>議案第9号「令和2年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」</p> <p>令和2年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>別冊の国保特別会計補正予算（第3号）をお手元のほうにお願いいたします。</p> <p>1ページをお願いいたします。</p> <p>令和2年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,427万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億1,198万5,000円とするものです。今回の補正予算は、主に額の確定及び決算見込みによるものでございます。</p> <p>事項別明細書で説明いたします。8ページをお願いいたします。</p> <p>まず、歳出からご説明申し上げます。先ほどご説明申し上げましたように、減額補正につきましては、人件費をはじめ委託料などの額の確定及び決算見込みによるものでございまして、詳細説明を省略させていただきます。</p> <p>増額補正是1件です。</p> <p>2款2項1目一般被保険者高額療養費2,000万円の増額補正です。これは入院費の増によりまして、決算見込額に不足が生じることになりましたので、増額対応させていただくものでございます。</p> <p>次に、歳入の6ページをお願いいたします。</p> <p>歳出と同じく、額の確定及び決算見込みによる計上であり、増額補正の6款県支出金、普通交付金2,000万円につきましては、歳出で申し上げましたとおり、一般被保険者高額療養費2,000万円の増額補正に対する交付金の計上でございます。一般会計繰入金につきましても、額の確定及び決算見込みによる計上でさせていただいておりますけども、6節その他一般会計繰入金300万円の減額につきましては、地方単独事業の医療給付費影響分を減額補正するものでございます。今年度におきましても、一般会計からの法定外繰入金はございません。</p> <p>以上で、今議会において補正予算をお願いいたします国保特別会計補正予算（第</p>

	<p>3号) の説明を終わります。よろしくお願ひします。</p> <p>続きまして、議案書36ページをお願いいたします。</p> <p>議案第10号「令和2年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」</p> <p>令和2年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名です。</p> <p>別冊の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）をお手元のほうにお願いいたします。</p> <p>1ページです。</p> <p>令和2年度筑前町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,908万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億466万8,000円とするものです。</p> <p>6ページと7ページをお願いいたします。6ページが歳入、7ページが歳出になっております。</p> <p>今回の補正予算につきましては、歳出では、2款後期高齢者医療広域連合納付金をはじめ、ほか歳入では、5款一般会計繰入金をはじめ、歳入歳出の全て額の確定及び決算見込みによります減額補正とさせていただいているところでございます。</p> <p>以上で、今議会において補正予算をお願いします後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	上下水道課長
上下水道課長	<p>上下水道課より2件の議案につきまして、説明をさせていただきます。</p> <p>最初に、議案書の37ページをお願いいたします。</p> <p>議案第11号「令和2年度筑前町下水道事業会計補正予算（第3号）について」</p> <p>令和2年度筑前町下水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付提出、町長名でございます。</p> <p>別冊の令和2年度筑前町下水道事業会計補正予算書（第3号）をお願いいたします。</p> <p>それでは、説明に入ります。1ページをお願いいたします。</p> <p>令和2年度筑前町下水道事業会計補正予算（第3号）。</p> <p>第1条、令和2年度筑前町下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第2条、令和2年度筑前町下水道事業会計予算（第3号）に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。</p> <p>収入の第1款下水道事業収益第2項営業外収益1,697万4,000円を減額する。併せて第3項特別利益7,500万円を増額いたしまして、第1款下水道事業収益の総額を14億2,140万7,000円とするものです。</p> <p>同じく、支出の第1款下水道事業費第1項営業費420万7,000円を増額するものです。併せて、第2項営業外費用803万3,000円を増額いたしまして、第1款下水道事業費用の総額を13億7,562万1,000円とするものです。</p> <p>2ページをお願いします。</p> <p>第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び資本的支出を次のとおり補正する。</p> <p>収入については、収入の第1款資本的収入第1項企業債630万円を減額いたしまして、総額を3億9,372万1,000円とするものです。</p>

同じく、支出の第1款資本的支出第1項建設改良費829万2,000円を減額し、総額を7億6,169万1,000円とするものです。

補正の内容についてご説明をいたします。補正予算（第3号）附属書類の15ページをお開きください。収入の分です。

1款下水道事業収益2項営業外収益9目雑収益1,697万4,000円の減です。同じく3項特別利益2目過年度損益修正益7,500万円の増となっております。当初見込額を出して雑収益として、予算組みをいたしておりました宝満川上流域維持管理負担金の返還金を監査税理士法人の指導の下、特別利益として組替えを行ったものでございます。また、返還金の額につきましても、全県的な下水道事業の公営企業会計に伴い、福岡県や構成市町村とも協議をして、積み上がった剩余金を一旦市町村に返却することになります。その総額が7,500万円となるものでございます。この返還される利益剩余金については、減債積立てに計上いたしまして、2年後から企業償還金として活用する予定としております。

補正予算（第2号）附属書類の18ページをお開きください。支出の分です。

1款下水道事業費用1項営業費用5目流域下水道維持管理負担金385万円の増でございます。同じく、2項営業外費用2目消費税及び地方消費税803万3,000円の増となっております。当初見込んでおりました流域下水道維持管理の負担金が増額となったことによるものでございます。併せて、特別利益として返還される利益の消費税の増額等の補正となるものでございます。

補正予算（第3号）附属書類の19ページをお願いいたします。資本的収入の分です。

1款資本的収入1項企業債1目建設改良企業債は630万円の減でございます。

20ページをお願いいたします。資本的支出の分です。

1款資本的支出1項建設改良費2目流域下水道建設費負担金は829万2,000円の減となっております。この二つにつきましては、流域下水道の施設改良を予定しておりましたけれども、令和2年度は事業の補助金がつかなかったために実施が延期となっております。それに伴いまして、町の負担金とその借入金についての減額の補正を行うものです。

以上で、下水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わります。よろしくお願ひします。

続きまして、議案書、38ページをお願いします。

議案第12号「令和2年度筑前町水道事業会計補正予算（第2号）について」

令和2年度筑前町水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

本日付、町長名でございます。

別冊の令和2年度筑前町水道事業会計補正予算（第2号）をお願いいたします。

それでは、説明をいたします。1ページをお開きください。

令和2年度筑前町水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和2年度筑前町水道事業会計の補正予算、すみません、こちらは今手元のほうは第1号となっておりますけども、正しくは第2号ですので、訂正をお願いいたします。申し訳ありません。次に定めるところによる。

第2条、令和2年度筑前町水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び収益的支出予定額を次のとおり補正する。

収入の第1款収益的収入第1項営業収益529万円を増額し、総額4億9,218万2,000円とするものです。

次に、支出の第1款収益的支出第1項営業費用552万円を減額いたしまして、総額4億7,785万円7,000円とするものでございます。

	<p>2ページをお願いいたします。</p> <p>第3条、令和2年度筑前町水道事業会計予算（第4条）に定めた資本的収入及び資本的支出を次のとおり補正する。収入についてはございません。</p> <p>支出の第1款資本的支出第1項建設改良費569万8,000円を減額し、総額9,190万8,000円とするものでございます。</p> <p>補正の内容についてご説明をいたします。</p> <p>補正予算（第2号）の附属書類の11ページをお開きください。収入の分です。</p> <p>1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益は1,100万円の増でございます。当初見込んでおりました水道使用料が見込みよりも上回っての使用となっております。反面、3目のその他営業収益は571万円の減となっております。こちらにつきましては、当初見込んでおりました新規加入件数がここ数年の開発、事業等の伸びに比べてやや鈍化したことにより、加入金を減額するものでございます。</p> <p>補正予算（第2号）附属書類の13ページをお開きください。支出の分です。</p> <p>1款水道事業費用1項営業費用2目配水及び給水費収益335万円の減でございます。当初見込んでおりました修繕費や動力費が当初の見込みより下回っての支出となっております。併せて、3目総係費は270万円の減となっております。こちらにつきましては、修繕費の減額と公営企業会計の導入に伴い、会計事務の一部を監査税理士法人のほうに業務委託を予定いたしておりましたけども、課内の下水道公営企業会計業務を委託する中で、水道企業会計業務を補えたことによりまして、委託の必要まではないと判断をいたしまして、今回減額をするものでございます。</p> <p>補正予算（第2号）附属書類の17ページをお開きください。資本的支出の分です。</p> <p>1款資本的支出1項建設改良費1目施設整備費は452万1,000円の減となっております。企業誘致に伴いまして、筑前町の使用水量の変更等について、コンサル業務委託料を減額するものとなります。変更等については、企業が必要とする水量等を確定させた上で、県や県南水道企業団と協議を継続して詰めなくてはならないために今回減額をするものです。</p> <p>1款資本的支出1項建設改良費4目営業設備費は117万7,000円の減となっております。量水器については、大きいメーター、小さいメーター複数ございますけれども、既に在庫もありまして、その調整により購入数を減らしたために減額するものとなります。</p> <p>以上で、水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>議案の説明が終わりました。</p> <p>会議規則第35条の規定により、日程第23から日程第29までを一括議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>一括議題とした日程第23 議案第13号から日程第29 議案第19号までは、全員でもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査することにしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、そのように決定いたしました。</p> <p>ここで、予算審査特別委員長及び副委員長の選任をお願いします。</p> <p>木村和彦議員</p>

木村議員	私は予算審査特別委員会委員長に、副議長横山善美議員を、そして、副委員長に文教厚生常任委員長の深野良二議員を推薦いたします。
議 長	ただいま、木村和彦議員から発言がありましたように委員長に横山善美副議長、副委員長に深野良二文教厚生常任委員長ということでございます。 これに、ご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 それでは、横山善美副議長、予算審査特別委員長就任の挨拶を演壇にお願いをいたします。 横山議員
横山議員	ただいま、予算審査特別委員会が設置され、私が委員長に指名されました。 少子高齢化による地方の過疎化・高齢化が深刻になる中、異常気象による自然災害が毎年のように発生しております。 また、昨年より、日本全国で猛威を振るう新型コロナウイルス感染拡大の影響により、町村の行財政運営は厳しい状況に置かれています。 住民生活の安心と安全を確保すること、また、持続可能な地域社会の確立を目指して、来るべき新しい時代における様々な可能性を受け入れるための体制整備を進めていく必要があります。我々筑前町議会もこれらの課題にしっかりと取り組む覚悟です。 町執行部におかれましては、厳しい財政状況の中、住民福祉の増進と地域発展に寄与するものとして、確信をもって予算案を提出されたものと思いますが、議会は議会の立場として、その施策や予算は、適正・適切であるか、十分に論議を重ねたいと思います。 限られた審査期間でありますので、効率的に委員会が運営できますよう、議員各位のご理解とご協力をお願いいたしまして、委員長就任の挨拶といたします。
散 会	
議 長	以上で本日の日程は全部終了いたしました。 本日はこれで散会します。 お疲れさまでした。

(11：33)